

令和8年安曇野市議会 3月定例会

討 論 発 言 通 告 書

令和8年3月19日
安 曇 野 市 議 会

提出順	/	発言順	/	令和 8 年 3 月 16 日
				午前・午後 9 時 28 分受領

(/枚中No./)

2026年 3月16日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 白 井 泰 彦

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 3月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	■議案 □議員提出 □請願 □陳情 □その他 第24号
議案名等	令和8年度安曇野市一般会計予算
賛成・反対の別	□賛成 ・ ■反対
討論内容 (具体的に記載してください) 2款3項1目戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード交付促進事業。 行政のデジタル化を全て否定するものではないが、国家による個人情報の管理を進め、個人情報保護法改定により、分散管理によって保護を図ってきた個人情報を危険にさらすものに変えてきたことは問題である。デジタル改革関連法で、あらゆるデータを集積し、カード取得推進策が講じられている。 国民の所得・資産・社会保障給付を把握し、国民への徴税強化、給付削減を押し付けるマイナンバー制度は廃止すべきだ。 さらに、任意取得のマイナンバーカードの保有者と非保有者を差別する、住民票等のコンビニ交付手数料の100円減額は、不当である。コンビニ交付件数の増加は、マイナンバーカード保有者の増加と、コンビニ交付の利便性、交付機の使用法の窓口での丁寧な説明によるものであって、手数料の減額によるものではない。100円減額を中止することで、予想される減収400万円を解消し、これを窓口職員増に回して窓口混雑を抑え、市民サービスの向上をこそ図るべきである。	

提出順	2	発言順	2	令和 8 年 3 月 16 日
				午前・午後 9 時 29 分受領

(2 枚中 No. /)

令和 8 年 3 月 16 日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 遠 藤 武 文

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 3 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	■議案 □議員提出 □請願 □陳情 □その他 第 24 号
議案名等	令和 8 年度 安曇野市一般会計予算
賛成・反対の別	□賛成 ・ ■反対
<p>1. 特定財源について</p> <p>(1) 以下の事業は残高のない基金から繰り入れることにしており、非現実的</p> <p>(ア) 【安曇野の里運営事業】豊科安曇野の里基金繰入金は 5,180,000 円だが、残高は 990 円しかない。</p> <p>(イ) 【ファインビュー室山運営事業】三郷農林漁業体験実習館基金繰入金は 1,430,000 円だが、残高は 296 円しかない。</p> <p>(ウ) 【ほりでーゆー運営事業】堀金観光開発基金繰入金は 39,223,000 円だが、残高は 27,518,042 円しかない。</p> <p>2. 積立金について</p> <p>(1) 上の 3 事業については施設利用料の納付金を基金に積み立てるとしている。</p> <p>(ア) 株式会社プラザ安曇野から 5,180,000 円の納付を前提に 5,180,1000 円を積み立て。</p> <p>(イ) 株式会社ファインビュー室山から 18,850,000 円の納付を前提に 18,851,000 円を積み立て。</p> <p>(ウ) 株式会社ほりでーゆーから 53,610,000 円の納付を前提に、53,700,000 円を積み立て。</p> <p>3. 納付金により基金繰入が可能になるという主張について</p> <p>(1) 豊科安曇野の里基金の目的は施設整備および管理運営の資金とすること。堀金観光開発基金の目的は整備、改修、管理運営の資金とすること。三郷農林漁業体験実習館基金の目的は施設整備の資金とすること。それぞれ目的に資するように、基金運用することを前提としている。仮に納付金が積み立てられ、直ちに操出が実行されたとしたら、指定管理者が自ら施設整備や管理運営の費用を支出していることと何ら変わらず、基金の目的を有名無実化することになる。</p> <p>(2) 3 社には、経営の V 字回復を予測させる情報はなく、来年度も経営不振が続くと思われる。</p> <p>(3) 市税の滞納と異なり、納付金を強制徴収していないので、財源の裏付けがあるとは言えない。</p>	

提出順	2	発言順	2	令和8年3月16日
				午前・午後 9時29分受領

(2枚中No.2)

令和8年3月16日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 遠藤 武文

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和8年安曇野市議会 3月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	■議案 □議員提出 □請願 □陳情 □その他 第24号
議案名等	令和8年度 安曇野市一般会計予算
賛成・反対の別	□賛成 ・ ■反対
<p>(4) 市は、来年度については納付金を免除せず、強制徴収するという主張をしていない。</p> <p>(5) 強制徴収どころか、納付の免除を継続しており、これを歳入と見込めないことにつき、市は悪意。</p> <p>4. 予算の形骸化について</p> <p>(1) 上の3事業については、令和8年度も施設利用料の納付があると見込むことは困難。</p> <p>(2) 納付金を強制徴収するという意思是表示されていない。</p> <p>(3) 仮に強制徴収したとしても、直ちに繰り出すのがとき自転車操業は、基金を有名無実化し、適切な地方財政とは言えない。</p> <p>(4) 【地方財政法第3条2項】地方公共団体は、あらゆる資料に基づいて正確にその財源を補そくし、且つ、経済の現実に即応してその収入を算定し、これを予算に計上しなければならない。現実の残高を大幅に超える予算を組んでいるので、正確にその財源を補そくしているとは言えない。また、年度内に積み立てられる筈というだけで、現実には見込みのない納付金をあてにしており、経済の現実に即応しているとも言えない。地方財政法を蔑ろにし、その趣旨に反していることは明らか。</p> <p>(5) 年度末に補正を組み、辻褄を合わせるつもりなら、単なる数字合わせに過ぎず、予算の正当性・合理性を市民に説明できない。数字合わせをするだけなら、議決が必要という予算の法規的性質を軽んじており、予算を形骸化する。議員の責務である監視機能を果たしたことになる。</p>	

提出順	3	発言順	3	令和 8 年 3 月 16 日
				午前・午後 9 時 33分受領

(2 枚中No.1)

令和 8 年 3 月 16 日

(宛先) 安曇野市議会議長 増田 望三郎

安曇野市議会議員 菊池 久美子

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 3 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	<input checked="" type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 議員提出 <input type="checkbox"/> 請願 <input type="checkbox"/> 陳情 <input type="checkbox"/> その他 第 25 号
議案名等	令和 8 年度 安曇野市国民健康保険特別会計予算
賛成・反対の別	<input type="checkbox"/> 賛 成 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 反 対
<p>討論内容 (具体的に記載してください)</p> <p>3 月 11 日の福祉教育員会での審査において本案に賛成したが、議案内容の理解とともに審査の進行についても理解が不足していた。改めて反対する。</p> <p>国民健康保険料に「子ども・子育て支援金」を上乗せして徴収する制度が令和 8 年度より始まるが、医療保険料は医療給付の財源を確保するものであり、子育て支援の財源として医療保険料を引き上げるのは筋違いである。</p> <p>また、新たな支援金の上乗せは、住んでいる地域や加入する医療保険による保険料格差をさらに広げるものとなる。</p> <p>国の予算が財源不足であるなら、税制や支出構造を見直すべきである。</p>	

提出順	3	発言順	4	令和8年3月16日
				午前・午後 9 時33分受領

(2 枚中No.2)

令和 8 年 3 月 16 日

(宛先) 安曇野市議会議員 増田 望三郎

安曇野市議会議員 菊池 久美子

討 論 発 言 通 告 書

下記のとおり、通告します。

議会名	令和 8 年安曇野市議会 3 月定例会 (第 回臨時会)
議案番号等	<input checked="" type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 議員提出 <input type="checkbox"/> 請願 <input type="checkbox"/> 陳情 <input type="checkbox"/> その他 第 26 号
議案名等	令和 8 年度 安曇野市後期高齢者医療特別会計予算
賛成・反対の別	<input type="checkbox"/> 賛 成 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 反 対
<p>討論内容 (具体的に記載してください)</p> <p>3 月 11 日の福祉教育員会での審査において本案に賛成したが、議案内容の理解とともに審査の進行についても理解が不足していた。改めて反対する。</p> <p>後期高齢者医療保険料に「子ども・子育て支援金」を上乗せして徴収する制度が令和 8 年度より始まる。医療保険料は医療給付の財源を確保するものであり、すべての世代で子育て世帯を支えるといった名目のもと、子育て支援の財源として医療保険料を引き上げるのは筋違いである。</p> <p>国の予算が財源不足であるなら、税制や支出構造を見直すべきである。</p>	